イ　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下単に「日本工業規格」という。）C六〇〇七九―〇号（爆発性雰囲気で使用する電気機械器具―第〇部：一般要件）で定める防爆構造のもの（塗装用のものを除く。）

ロ　全吸収線量がシリコン換算で五〇、〇〇〇グレイを超える放射線照射に耐えることができるように設計したもの

十九　振動試験装置又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ　デジタル制御方式であり、かつ、電動式の振動試験装置であって、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一)　試験体がない状態における加振力が五〇キロニュートン以上のものであって、二〇ヘルツ超二、〇〇〇ヘルツ未満の周波数範囲で加速度の実効値が九八メートル毎秒毎秒以上の振動を発生させることができるもの

(二)　フィードバック制御技術又は閉ループ制御技術を用いたもの

ロ　振動試験装置の部分品であって、次のいずれかに該当するもの

(一)　イに該当する振動試験装置の制御に使用するように設計した部分品であって、振動試験用のプログラムを用いたものであり、かつ、五キロヘルツを超える帯域幅で実時間での振動試験をデジタル制御するもの

(二)　イに該当する振動試験装置に使用することができる振動発生機であって、試験体がない状態における加振力が五〇キロニュートン以上のもの

(三)　イに該当する振動試験装置に使用することができる振動台又は振動発生装置の部分品であって、試験体がない状態における加振力が五〇キロニュートン以上となる振動を発生させるために二台以上の振動発生機を接続して使用するように設計したもの

二十　ガス遠心分離機のローターに用いられる構造材料であって、次のいずれかに該当するもの

イ　アルミニウム合金（鍛造したものを含む。）であって、引張強さが二〇度の温度において四一五メガパスカル以上となるもののうち、外径が七五ミリメートル以上の棒又は円筒形のもの

ロ　炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維、炭素繊維若しくはガラス繊維を用いたプリプレグ又は炭素繊維若しくはアラミド繊維を用いた成型品であって、次のいずれかに該当するもの

(一)　炭素繊維又はアラミド繊維であって、次のいずれかに該当するもの

1　比弾性率が一二、七〇〇、〇〇〇メートル以上のもの

2　比強度が二三五、〇〇〇メートル以上のもの

(二)　ガラス繊維であって、次の1及び2に該当するもの

1　比弾性率が三、一八〇、〇〇〇メートルを超えるもの

2　比強度が七六、二〇〇メートルを超えるもの

(三)　(一)又は(二)に該当する炭素繊維又はガラス繊維に熱硬化性樹脂を含浸したプリプレグであって、次のいずれかに該当するもの

1　繊維状のもの

2　幅が一五ミリメートル以下のテープ状のもの

(四)　(一)に該当する繊維又は(三)に該当するプリプレグ（炭素繊維を使用したものに限る。）を用いた円筒形の成型品であって、内径が七五ミリメートル超四〇〇ミリメートル未満のもの